

第5章 救援

1 救援の実施

(1) 救援の実施

市長は、避難住民や被災者の生命、身体及び財産を保護するために、知事から実施すべき措置の内容及び期間の通知があったときは、実施することとされた救援に関する措置を関係機関の協力を得て行う必要があるため、必要な事項について、以下のとおり定める。

- ア 収容施設の供与
- イ 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与
- ウ 医療の提供及び助産
- エ 被災者の捜索及び救出
- オ 埋葬及び火葬
- カ 電話その他の通信設備の提供
- キ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
- ク 学用品の給与
- ケ 遺体の捜索及び処理
- コ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(2) 救援の補助

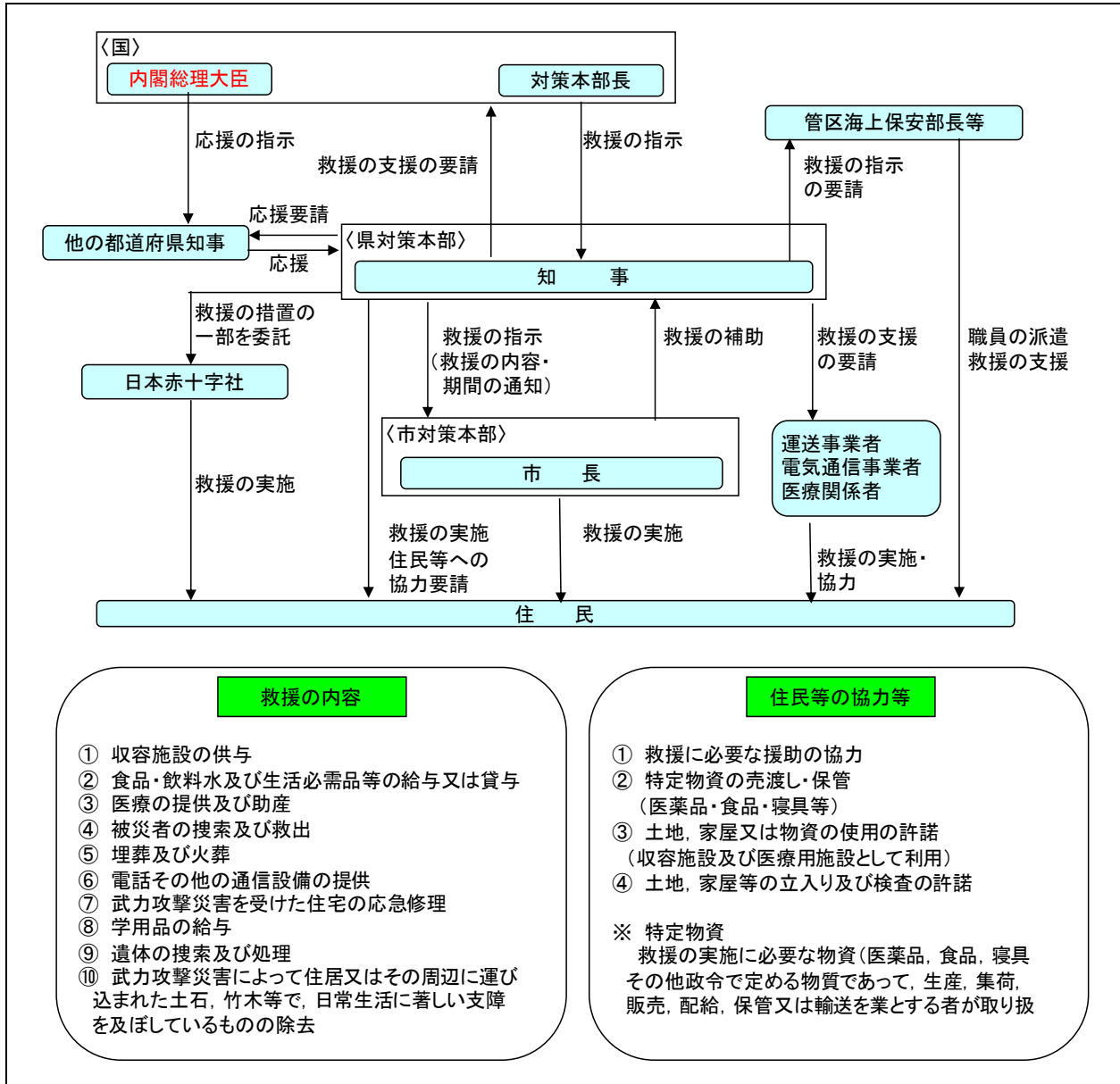
市長は、上記で実施することとされた措置を除き、知事が実施する措置の補助を行う。

【着上陸侵攻への対応】

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空機攻撃等の本格的な侵略事態における救援については、避難措置の指示の場合と同様、国の総合的な方針を踏まえて行うことが基本である。

このため、平素から大規模な着上陸侵攻に係る救援を想定した具体的な対応を決めておくことは困難であり、避難の場合と同様、事態発生時に国の指示を踏まえて迅速な対応をとるものとする。

【救援の流れ】



2 関係機関との連携

(1) 県への要請等

[法第16条第4項、第5項]

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対して国等に支援を求めるよう、具体的な支援内容を示して要請する。

(2) 他の市町との連携

[法第18条]

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対し、県内の他の市町との調整を行うよう要請する。

(3) 日本赤十字社との連携

[法第77条]

市長は、事務の委任を受けた場合においては、知事が日本赤十字社に委託した救援の措置又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社と連携しながら救援の措置を実施する。

(4) 緊急物資の運送の求め

[法第79条]

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して緊急物資の運送を求める場合は、避難住民の運送の求めに準じて行う。

3 救援の内容

(1) 救援の基準等

市長は、事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準（平成 25 年内閣府省告示第 229 号。以下「救援の程度及び基準」という。）」及び県国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。

市長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、内閣総理大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

(2) 救援における県との連携

市長は、知事が集約し、所有している資料の提供を求めるなどにより平素から準備した基礎的な資料を参考にしつつ、市対策本部内に集約された情報を基に、救援に関する措置を実施する。

また、県と連携して、NBC攻撃による特殊な医療活動の実施に留意する。

救援の種別	救援の内容
1 収容施設の供与	<p>避難等により本来の住居で生活することができなくなった避難住民等に、収容施設を提供することにより、避難住民等を保護し、その一時的な居住の安定を図るため、以下のとおり、知事が指定する避難施設を提供する。</p> <p>また、避難が長期にわたることが見込まれる場合には、長期避難のための仮設住宅等の手配を行い、避難住民等がまちづくりセンターや小学校・中学校から移ることができるよう配慮する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所の候補の把握（住民を収容可能な学校、まちづくりセンター等公的施設、社会福祉施設、設置可能な仮設小屋、天幕等とその用地の把握） ・避難所におけるプライバシーの確保や男女のニーズの違いなど、男女双方の視点等への配慮 ・高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者に対する福祉避難所の供与 ・老人居宅介護等事業などを利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者を収用する長期避難住宅等の供与 ・収容期間が長期にわたる場合の対応（長期避難住宅等（賃貸住宅、宿泊施設の居室等を含む。）とその用地の把握） ・長期避難住宅等の設置のための資機材等に不足が生じた場合の対応 ・提供対象人数及び世帯数の把握

救援の種別	救援の内容
	<p>(1) 避難所の供与</p> <p>ア 避難所の開設 避難が必要となった場合、県と調整の上、避難所を開設する場所を決定し、開設場所を速やかに住民に周知するとともに、自主防災組織等の協力の下、被災者が必要最低限の避難生活を確保するために必要な措置を講ずる。</p> <p>イ 避難所への職員等の配置 開設した避難所には、避難者数を勘案し、避難誘導、情報の収集及び伝達、応急救護、健康管理（心のケア等を含む。）のために必要な職員等を配置する。 また、避難所の安全確保と秩序の維持のため、必要により警察官等の配置を要請する。</p> <p>ウ 避難所における措置</p> <p>（ア）協力体制と運営の基本</p> <p>a 避難所における情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、施設管理者、市避難所配置職員、自主防災組織、自治会、ボランティア等の協力を得ながら実施するものとする。</p> <p>b 避難所の運営に当たっては、避難行動要支援者に配慮するとともに、保健福祉に対する要望を把握し、保健福祉サービスの提供、避難生活が困難な要配慮者の社会福祉施設への移送に努める。</p> <p>c 避難生活に関する相談窓口を開設し、円滑な避難生活の運営に配慮する。</p> <p>d 自主防災組織は、相互扶助の精神により、避難住民が自主的に秩序ある避難生活が送れるように努める。</p> <p>（イ）避難者の把握 避難所ごとに収容されている避難者に係る情報の早期把握に努める。</p> <p>（ロ）避難者に対する情報の伝達等 避難者に対する災害情報、応急対策の実施状況等の情報伝達は、迅速かつ的確に行う。 また、避難所ごとに掲示板等を設置するなど、避難者相互における情報交換の支援に努める。</p> <p>（エ）生活環境の管理</p> <p>a 避難所における生活用水、仮設トイレ、マット、通信機器類等のほか、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努める。さらに、テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備に努める。</p> <p>b 避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努める。 また、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保、男女のニーズの違いなど双方の視点等に立った環境整備に配慮するものとする。</p> <p>c 保健師等による巡回健康相談等を実施し、避難住民の健康管理（心のケア等を含む。）を行う。特に、エコノミークラス症候群（深部下肢静脈血栓症）、生活不活発病（廃用症候群）、疲労、ストレス緩和等について配慮する。</p> <p>(2) 応急仮設住宅等の供与 市は、必要があるときは、応急仮設住宅等を手配する。 なお、入居対象者としては、避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなった後、武力攻撃災害により全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができない者とする。</p>

救援の種別	救援の内容
<p>2 食品、飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与</p>	<p>避難等により、食品、飲料水及び生活必需品等を得ることができなくなった避難住民等に対し、以下に示すような給与又は貸与を行う。</p> <p>(1) 食品については、自宅で炊飯を行うことができず、日常の食事に支障を生じる場合に、避難住民等に対し応急的に炊き出し又は弁当等の提供を行う。</p> <p>(2) 飲料水については、武力攻撃災害の発生により、水道等の施設が破壊され、又は飲料水が汚染されたことなどにより、飲料水に適する水を得ることができない避難住民等に対し提供する。</p> <p>(3) 生活必需品等については、日常生活に欠くことのできない被服、寝具その他の生活必需品を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難となった避難住民等に対し給与又は貸与する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品、飲料水及び生活必需品等の備蓄物資の確認 ・物資の供給体制の整備、流通網の把握 ・提供対象人数及び世帯数の把握 ・引渡し場所や集積場所の確認、運送手段の調達
<p>3 医療の提供及び助産</p>	<p>武力攻撃事態等において、医療又は助産を必要とする状態にあるにもかかわらず、医療又は助産を受けることができない避難住民等に対し、以下に示すような応急的な医療の提供又は助産を行う。</p> <p>なお、医療又は助産の対象は、武力攻撃災害等を原因として被災した者に限る者ではなく、また、経済的能力の如何を問うものでもない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医薬品、医療資機材、NBC対応資機材等の所在の確認 ・被災状況（被災者数、被災の程度等）の収集 ・医療救護班の編成（災害協定に基づき呉市医師会へ要請）、派遣及び活動に関する情報の収集 ・避難住民等の健康状態の把握 ・利用可能な医療施設、医療従事者の確保状況の把握 ・医薬品、医療資機材等が不足した場合の対応 ・物資の引渡し場所や一時集積場所の確保 ・臨時の医療施設における応急医療体制の確保 <p>(1) 医療救護の実施体制</p> <p>ア 医療救護班の編成 医療機関や呉市医師会の協力を得て医療救護班を編成し、被災者に対する医療救護を実施する。</p> <p>イ 救護所の設置 救護所は、次のうちから、被災者にとって最も安全かつ交通が便利と思われる場所を選定し、設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健所、避難所（小学校・中学校、まちづくりセンター等）、その他本部長が必要と認めた場所 <p>ウ 活動の内容 救護所での医療救護活動は、医療救護班において次の業務を実施するが、大量傷病者の救護に当たる場合、傷病者のトリアージ、応急処置、重症者の搬送の指示・手配を重点的に行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・傷病者の傷病の程度判定（トリアージタグの装着） ・重症者の応急手当及び中等症者に対する処置 ・市域外医療機関への転送の要否及び搬送順位の決定 ・転送困難な傷病者及び避難所等における軽症者に対する医療 ・被災者の心のケア等を考慮した医療活動 ・助産活動 ・遺体の検案 ・医療救護活動の記録及び市対策本部への収容状況等の報告

救援の種別	救援の内容
	<p>エ 医療の実施方法</p> <p>(ア) 対象者 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により医療の途を失った者</p> <p>(イ) 医療の範囲</p> <ul style="list-style-type: none"> ・診察 ・薬剤又は治療材料の支給 ・処置、手術その他の治療及び施術 ・病院又は診療所への収容 ・看護 <p>オ 助産の実施方法</p> <p>(ア) 対象者 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により助産の途を失った者</p> <p>(イ) 助産の範囲</p> <ul style="list-style-type: none"> ・分娩介助、分娩前・後の処理 ・脱脂綿、ガーゼその他衛生材料の支給 <p>(2) 傷病者等の搬送 市は、被災現場から救護所への負傷者の搬送を関係機関、自主防災組織等の協力を得て行う。 医療救護班による救護ができない者又は救護が適当でない者については、医療救護班等の責任者の要請により、収容医療機関（災害拠点病院・災害支援病院等）へ搬送する。搬送は、救急車、市所有車両等により行うが、状況により、県、警察、自衛隊等に協力を要請する。 また、道路や交通機関の不通時又は遠隔地については、県消防防災航空隊、県警察本部、自衛隊等のヘリコプターの出動を要請する。</p> <p>(3) 収容医療機関</p> <p>ア 収容医療機関の受入体制等の確立</p> <p>(ア) 傷病者等の収容医療機関の受入れについては、市内の病院等の被災状況と収容可能ベッド数を速やかに把握し、収容医療機関として確保するとともに、医師・看護師からなる医療救護班の編成、収容スペースの確保等の受入体制の確立を要請する。</p> <p>(イ) 被災により収容医療機関等の機能が失われたときは、他の地域の医療施設を選定する。</p> <p>(ウ) 市保健所は、被災地における医療救護の拠点として、県保健所と同等の次の活動を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災地域及びその周辺の医療機関の医療提供機能を確認し、市、医療機関、医師会、県等に対して患者の受入れ等に関する情報を提供し、協力要請を行う。 ・他の地域、都道府県から派遣された医療救護班や災害医療ボランティアに対して、被災地域の情報等を提供するとともに、医療救護班等の活動場所の確保を図る等の調整を行う。 <p>イ 収容可否施設の把握 収容医療機関の収容状況を常に把握し、関係部署及び救護所に必要な情報を伝達するとともに、可能な限り広範囲の収容医療機関に傷病者が振り分けられて収容されるよう努める。</p>

救援の種別	救援の内容
	<p>(4) 医薬品等の確保</p> <p>ア 医薬品等の調達</p> <p>(ア) 救護活動を実施するのに必要な医薬品及び医療資器材等は、各医療機関で備蓄しているものを使用する。なお、不足するときは、市の指定業者等から調達するほか、必要に応じて県に供給の要請をする。</p> <p>(イ) 救護所・収容医療機関等から、輸血用血液の調達・斡旋の要請を受けたときは、県に調達・斡旋を要請する。</p> <p>(ウ) 難病患者等の避難動向及び医療継続状況について調査し、地域の医療機関等とともに必要な対策を行う。</p> <p>イ 医薬品等の備蓄</p> <p>被災者の応急処置に必要な災害用救急用品の備蓄に努めるものとする。</p>
<p>4 被災者の搜索及び救出</p>	<p>武力攻撃災害により、現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を搜索、救出する。</p> <p>この場合、県消防防災航空隊等の活動など、以下の点に留意しつつ、県警察及び消防等が行う搜索、救出活動と十分な連携を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災者の搜索及び救出についての県警察、消防機関、自衛隊、海上保安部との連携 ・被災情報、安否情報等の情報収集への協力
<p>5 埋葬及び火葬</p>	<p>武力攻撃災害により死亡した者に対して、その遺族が混乱期に埋葬及び火葬を行うことが困難な場合や、死亡した者の遺族がいらないような場合に、遺体の応急的な埋葬及び火葬として、棺など必要な物資及び火葬等の役務の提供を行う。</p> <p>また、墓地、火葬場等関連する情報を広域的かつ迅速に収集し、遺体搬送の手配等を以下の点に留意しつつ実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・墓地又は火葬場の被災状況、墓地の埋葬可能数及び火葬場の火葬能力等の把握 ・埋葬及び火葬すべき遺体の所在等の情報集約体制 ・関係行政機関等との連携による墓地及び火葬場までの遺体の搬送体制の確保 ・広域的な火葬体制を構築する。 ・県警察及び海上保安部との連携による身元の確認、遺族等への遺体の引渡等の実施 ・国民保護法第122条及び国民保護法施行令第34条の規定に基づき、「墓地、埋葬等に関する法律」における埋葬及び火葬の手続きに係る特例が定められている場合の対応（厚生労働省が認める同法第5条及び第14条の特例）
<p>6 電話その他の通信設備の提供</p>	<p>武力攻撃事態等において、避難等により、家族等と連絡を取ることや必要な情報の入手が困難となった避難住民等に対し、電気通信事業者である指定公共機関等の協力を得て、以下の点に留意しつつ、電話、インターネットその他の通信設備を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収容施設で保有する電話その他の通信設備等の状況把握 ・電気通信事業者等との設置工事の実施等を含めた調整 ・電話その他の通信設備との設置箇所の選定 ・聴覚障がい者等への対応
<p>7 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理</p>	<p>再度武力攻撃を受ける心配がなく避難が行われない場合や、避難措置が解除され被災地に復帰した場合に、武力攻撃災害のため住宅が半壊又は半焼し、自らの資力では応急修理できない者に対して、以下の点に留意しつつ、居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限の部分について応急修理を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅の被災状況の情報集集体制（被災戸数、被災の程度） ・応急修理の施工者の把握、修理のための資材等の供給体制の確保 ・住宅の応急修理時期や優先箇所の決定 ・応急修理の相談窓口の設置

救援の種別	救援の内容
8 学用品の供与	<p>避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校の児童、中学校の生徒等に対し、以下の点に留意しつつ、教科書、教材、文房具、通学用品等の学用品を給与する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の被災状況の情報収集 ・不足する学用品の把握 ・学用品の給与体制の構築
9 遺体の捜索及び処理	<p>武力攻撃災害により行方不明の状態にあり、各般の事情により既に死亡していると推定される者の捜索や、洗浄や消毒の処置等を以下の点に留意しつつ行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遺体の捜索及び処理についての県警察、消防機関、自衛隊及び海上保安部との連携 ・被災情報、安否情報の確認 ・遺体の捜索及び処理の時期や場所の決定 ・遺体の処理方法（遺体の洗浄、縫合、消毒等、一時保存（原則既存の建物又は仮設テント）及び検案等の措置） ・遺体の一時保管場所の確保 <p>(1) 遺体の捜索</p> <p>ア 所轄警察署、海上保安部その他の関係機関及び地域住民との協力のもとに行う。</p> <p>イ 捜索において建設重機等が必要となる場合は、関係団体に協力を要請する。</p> <p>ウ 地域住民等に、行方不明者についての情報を市に提供するよう広報する。</p> <p>(2) 遺体の検案及び安置</p> <p>原則として、所轄警察署等が検視（見分）した後の遺体は、以下のとおり処理を実施する。</p> <p>ア 検案は、医師会及び日本赤十字社広島県支部に協力を要請する。</p> <p>イ 検案は、死亡診断の他、洗浄、縫合、消毒等の必要な処理を行うとともに、検案書を作成する。</p> <p>ウ 身元不明者については、遺体及び所持品等を証拠写真に撮り、あわせて人相、所持品、着衣、その他特徴等を記録し、遺留品を保管する。</p> <p>エ 被災現場付近の適当な場所（寺院、公共の建物、仮設テント等）に遺体安置所を設け、検案を終えた遺体を一時保管する。</p> <p>オ 遺体は、氏名等の識別を行った後、親族等に引き渡す。</p>
10 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去	<p>再度武力攻撃を受ける心配がなく避難が行われない場合や、避難措置が解除され被災地に復帰した後に、日常生活に著しい支障を及ぼしている者に対し、以下の点に留意しつつ、個人の敷地内の土石、竹木等の障害物の除去を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害物の除去の対象となる住居等の被災状況の収集 ・障害物の除去の施工者との調整 ・障害物の除去の実施時期 ・障害物の除去に関する相談窓口の設置